

－ 生活保護を利用している皆さまへ －

紙おむつ等をご使用の方に

家庭ごみ指定袋（中）50枚を配布します

（紙おむつ等使用者の家庭ごみ等ごみ処理手数料減免制度）



以下のすべての要件に該当する方は申請により、ごみ処理手数料の減免として家庭ごみ指定

袋（中）50枚を受け取ることができます。（※申請・配布は、1年度（4月～翌3月）につき1回です。）

1. 対象者の要件 ※①～④すべてに該当する方

- ① 生活保護法による保護を受けている。 ② 介護保険の要介護4または5の認定を受けている。
③ 65歳以上である。 ④ 紙おむつや尿取りパッド等を利用している。

※ 施設に入所して、施設の人にゴミを集めて出してもらっている方はこの制度の対象外です。

2. 手続きの流れ

- ① 申請者はこのチラシ裏面の申請書を記入して、家庭ごみ減量課へ郵送（または持参）します。
② 家庭ごみ減量課から保護課へ、申請者が上記の要件を満たしているか確認をします。
③ 要件を満たしている場合には、家庭ごみ減量課から、家庭ごみ指定袋（中）50枚を申請の住所に宅配便でお送りします。（※発送は月に1回（下旬頃）行っています。申請から発送までは、おおむね1～2ヶ月かかります。）

＜申請・問い合わせ先＞

担当：仙台市環境局 家庭ごみ減量課 管理係

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 M S ビル二日町3階

電話：022-214-8226（直通） FAX：022-214-8277



(様式第4号)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

(年度紙おむつ等使用者の家庭ごみ指定袋配布申請書)

年 月 日

(あて先) 仙台市長

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第27条第2項に基づき、紙おむつ使用に係る一般廃棄物処理手数料の減免を申請します。

申請者 (紙おむつ等 を必要とする 高齢者の方)	住所	〒 ー 区 仙台市 ー 区 TEL () ー		
	氏名			
代筆の場合	住所	〒 ー 区 仙台市 ー 区 TEL () ー		
	氏名		申請者との続柄	

・ 申請資格の確認のため、住民基本台帳等を参照されることに同意します。

※ 同意いただけない場合は、上記を二重線で消してください。

この場合、別途資料の提出を求められることがありますので、ご了承ください。